官　報
（号外）
発行　内閣府（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕

○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件（国家公安委四一）　一
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務二七五）　一

その他告示

○国家公安委員会告示第四十一号

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年九月二日　国家公安委員会委員長　赤間　二郎

1　名簿記載者公告番号TI―22（アブドゥル・サラム・ハナフィー・アリ・マルダン・クル（ABDUL SALAM HANAFI ALI MARDAN QUL））

(1)　変更前

旅券番号　(a)アフガニスタン外交旅券D00009723　(b)アフガニスタン外交旅券D0010098（2023年４月４日にアフガニスタン・カブールで発行、氏名の英字表記：Abdul Salam Hanafi、氏名のアラビア語表記：عبدالسلام حنفي、2028年４月４日に失効

名簿に記載された年月日　2001年２月23日（2003年９月３日、2007年７月18日、９月21日、９月27日、2008年２月１日、2011年11月29日、2026年３月10日及び４月28日に改訂）

その他参考となるべき事項　2008年まで、アフガニスタン北部のジャウズジャン州（Jawzjan Province）を管轄していたタリバーンのメンバー。麻薬取引に関与している。身長は178㎝。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年６月１日に終了した。写真はインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書に含まれているものを利用可能。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals#2006-25909

(2)　変更後

旅券番号　(a)アフガニスタン外交旅券D00009723　(b)アフガニスタン外交旅券D0010098（2023年４月４日にアフガニスタン・カブールで発行、氏名の英字表記：Abdul Salam Hanafi、氏名のアラビア語表記：عبدالسلام حنفي、2028年４月４日に失効　(c)P03078281（ドバイで2020年２月９日に発行、2030年２月９日に失効）

名簿に記載された年月日　2001年２月23日（2003年９月３日、2007年７月18日、９月21日、９月27日、2008年２月１日、2011年11月29日、2026年３月10日、４月28日及び８月27日に改訂）

その他参考となるべき事項　国連安全保障理事会決議に基づく見直しは2010年６月１日に終了した。2008年まで、アフガニスタン北部のジャウズジャン州（Jawzjan Province）を管轄していたタリバーンのメンバー。麻薬取引に関与している。身長は178㎝。写真はインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書に含まれているものを利用可能。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals#2006-25909.

○外務省告示第二百七十五号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び令和八年外務省告示第二百七十号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、第千九百八十八号、第千九百八十九号及び第二千二百五十三号に基づき設立された各理事会委員会が令和八年八月二十七日に行った決定等に基づき、同理事会決議第千二百六十七号４（b）、第千三百三十三号８（c）、第千三百九十号２（a）、第千九百八十八号１（a）、第千九百八十九号１（a）、第二千二百五十三号２（a）及び第二千二百五十五号１（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次のように改正する。

令和八年九月二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔